

シルバー会員になってお仕事してみませんか？

シルバー人材センターは、「会員」のかたへ地域に密着した仕事を提供することにより、働くことを通じて生きがいの充実や社会参加を促進しています。

主に、公共施設の清掃、小中学校の施設管理、公共・企業・個人家庭の除草作業のほか、庭木の手入れ・掃除などの仕事を受けています。

シルバー会員は、会社勤めをしていたかたや、農林業を営んでいたかた、専業主婦など多種多様で、豊富な知識や経験を活かし、シルバーパワーで元気に活躍しています！

・会員になるにはどうすればいいの？

ご興味のあるかた、まずは「入会説明会」にご参加ください。

60歳以上の健康で働く意欲のある町民のかた・友だち同士やグループでの応募も歓迎します。

●入会説明会●

【日時】 1月16日(木)・21日(火)、2月12日(水)・18日(火) 午前10時30分～

【場所】 美里町シルバー人材センター（美里町遺跡の森館内）

※都合が合わないかたは、事務局までご連絡ください。



・仕事を依頼したい企業や個人のかたへ

高齢者にふさわしい仕事をお受けしています。

室内清掃・調理・事務・掃除・軽作業などのご依頼お待ちしております。お気軽にご相談ください。

～参加者募集～

「刈払機等安全使用講習会」を開催！！

シルバー人材センターには、毎年、草刈作業の依頼が多数寄せられます。このため、刈払機などを安全に使用するための講習会を開催します。会員以外のかたも参加OKです。



【日 時】 2月19日(水) 午前10時～

※雨天などの場合は、2月26日(水)に順延

【場 所】 遺跡の森総合公園ゲートボール場

【内 容】 刈払機・チェーンソー操作方法の説明と実技

【定 員】 20名（先着順）

【申込方法】 2月14日(金)までに電話で申込み

申込み・問合せ＝美里町シルバー人材センター ☎76-5430

自転車用ヘルメット購入費助成金の終了について

令和7年3月31日で、自転車ヘルメット購入費助成金が終了します。助成金の交付を受けるかたは、期限内にヘルメットを購入し、申請をしてください。

詳しくは、町ホームページをご確認ください。

【申請方法】 以下の書類を添えて総務課へ申請してください。

- ・ヘルメットの購入に係る領収書その他支払の事実を確認できる書類の写し
- ・ヘルメットの保証書の写し（保証書がない場合、ヘルメットと安全マークの写真を印刷し提出）
- ・その他町長が必要と認める書類



町ホームページ
QRコード

問合せ＝総務課 生活環境係 ☎76-1115

ご存じですか？ 財産や権利を守る成年後見制度

老後のこと、相続、お金の管理、一人での契約、親亡きあとの知的障害や精神障害のある子どものことなど、心配や不安はありませんか。成年後見制度は、2つの制度から成り立っています。

①法定後見制度（認知症・知的障害・精神障害などの理由で、物事を判断する能力が十分でない場合）

本人の判断能力が十分でなくなった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人などが本人を法律的に支援する制度です。本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3つの類型があります。家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人がした不利益な法律行為を後から取り消すことができます。

②任意後見制度（十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて）

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となるかたや将来そのかたに委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が十分でなくなった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。

成年後見制度に関する相談を電話にて受け付けています。お気軽にご相談ください！

成年後見相談ダイヤル フリーダイヤル ☎0120-235-833

受付時間：毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時

対 象：美里町・神川町・上里町に在住・在勤のかた、もしくはその家族のかた

内 容：自分や家族の将来のこと、財産、相続、成年後見など

相談
無料

問合せ＝地域包括支援センター（介護福祉課内） ☎76-1325

発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）をご利用ください

埼玉県では、発達障害に特化し、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着までを支援する「発達障害者就労センター（ジョブセンター）」を運営しています。また、2月18日(火)にはオンラインワークフェスタを開催予定です。

同センターでは、発達障害のために就労が困難な人の就労を支援し、それぞれの得意な分野で、これまでに約900人が就職しています。



【対象者】

医師の診断や障害者手帳の有無にかかわらず、発達障害の特性を持ち、その自覚があるかたで、企業などへの一般就労（障害者雇用枠での就労を含む）を希望しているかたが対象です。

ただし、障害福祉サービスの就労移行支援を利用して訓練を受ける場合は、医師の診断および市町村による障害福祉サービスの受給決定が必要です。

【利用方法・利用時間】

各ジョブセンターに電話予約のうえ、ご利用ください。

【場所・問合せ】

①ジョブセンター川口

川口市西川口1-6-3 西川口ビル5階 B号室

☎048-299-2070

②ジョブセンター草加

草加市氷川町2101-1 シーバイオビル3F

☎048-929-7600

③ジョブセンター川越

川越市脇田本町9-1 長谷部ビル3F

☎049-249-8772

④ジョブセンター熊谷

熊谷市桜木町1-137 サンライズ桜木・堀口

第二ビル4F・5F ☎048-501-8917